



せん定枝リサイクルのお願い



横浜市内には、市内から発生する樹木せん定枝等について、リサイクルを進めるための民間施設があります。これらの施設では、せん定枝等を細かく砕いた後、製紙工場の燃料チップ、木質系ボードの原料チップ、または発酵させて土壌改良材を製造し、資源化を図っています。

植栽管理業務から樹木せん定枝等については、一般廃棄物の処理業者を積極的に御利用いただき、リサイクルに御協力くださいますようお願い申し上げます。

Q1 せん定枝は、産業廃棄物と一般廃棄物と、どちらに該当しますか？

A1 公園や緑地、個人宅やマンション等での植栽管理業務（建設工事が伴わないもの）から発生する根株、伐採材は廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物に該当します。
また、公園工事や道路工事等の建設工事（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から発生する根株、伐採材は、同法第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当します。（草については一般廃棄物に該当します。）

Q2 せん定枝等は、どこで処分すればいいのですか？

A2 処分にあたっては、横浜市から一般廃棄物処分業の許可を受けた業者（許可業者）に委託するか、横浜市の焼却工場に搬入してください。
市内でせん定枝等の木くず等、一般廃棄物を処理可能な民間施設については、裏面を御参照ください。

Q3 一般廃棄物のせん定枝等は、産業廃棄物処理業者が処理することはできますか？

A3 一般廃棄物は一般廃棄物処理業者が処理を行う必要があります、産業廃棄物処理業者が処理することはできません。ただし、一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を取得している事業者もあります。
必ず、処理業者に許可の有無を確認してから、委託してください。

Q4 許可のない施設に搬入した場合、どのような罰則がありますか？

A4 事業者は、その事業活動に伴った生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません（自己処理責任の原則）。
仮に、許可のない業者に搬入して、その処分を委託していた場合、排出事業者に対しては、以下の罰則が適用されます。

違反内容	違反行為	違反条項	根拠条文	罰則の内容
委託基準違反	排出事業者が、一般廃棄物の運搬又は処分を一般廃棄物収集運搬業・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき	第6条の2 第6項	第25条第1項 第6号	5年以下の懲役、若しくは 1千万円以下の罰金、又は併科

【横浜市内での木くずなど一般廃棄物のリサイクル施設一覧※1、2、3】

令和2年6月8日現在

許可 番号	業者名	所在地	電話 連絡先	受入種別 (○：可、△：制限あり、×：不可)					受入時間 (土日祝日に関 しては要確認)	備考 (搬入条件など ※3)
				枝葉	幹	根・株	草	竹		
1048	門倉工業(株)	戸塚区上矢部町 2067-4	045-811-3541	×	○	×	×	×	8~12時 13~17時	・長さ2m以下、太さ5cm~30cmまで (規格外品は、割増し料金で受入れ可) ・泥付き不可
1133	(株)グーン	金沢区鳥浜町 17-3	045-769-2526	○	○	○	○	○	7~19時 19時半~21時	・長さ3m以下 ・泥付き不可 ・葉のみの搬入は不可
1135	(株)神奈川ウッドエネルギー センター	金沢区幸浦 1-15-43	045-775-0632	×	△	×	×	×	8~17時	・搬入の際は、お電話ください
1301	(株)デスポ	都筑区池辺町 3970	045-931-6111	○	○	○	○	○	7時半 ~20時	・形状、大きさ等に規定なし ・泥付き可
1305	横浜エコロジー(株)	金沢区幸浦 1-4-2	045-778-1153	○	○	○	×	×	8~17時	・根の泥は、出来る限り取って下さい
1307	(株)植照	緑区長津田町 3641-1	045-924-6211	○	○	○	○	○	8~18時	・長さ、太さ制限なし ・根・竹の搬入は、要事前連絡 ・泥付きの根は搬入不可
1308	(株)ウッドグリーン	戸塚区上矢部町 2174	045-392-9644	○	○	○	○	×	8~18時	・泥は出来る限り取って下さい
1309	(株)リテック	都筑区池辺町 1587	045-944-4609	○	○	○	○	○	8~18時	・長さ、太さの制限なし ・泥付きの根は搬入不可
1312	(株)バイオテック	旭区上川井町 3127-1	045-744-7358	○	○	○	○	△	8時半~18時	・長さ2m以下、太さ90cm以下 ・泥付きの根は搬入不可

※1：搬入条件、搬入禁止物など搬入に際して注意事項がありますので、上記の施設に搬入する際は、必ず事前相談の上、御利用ください。

また、料金についても業者ごとに異なるため、各業者に、御確認ください。

※2：建設業に係る木くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って発生したものに限る）は、産業廃棄物に該当しますが、上記施設の中には、産業廃棄物も取り扱い可能な施設もあります。必ず、事前確認の上、御利用ください。

※3：横浜市内で発生した一般廃棄物の搬入は、出来ません。

【お問合せ先】資源循環局一般廃棄物対策課
電話 045-671-2547